第２章

区部における水質検査計画

第１節　検査機関　～水質センター～

区部における水道水の水質検査は、昭和 30 年代まで東京都水道局が設置した浄水場で行っていましたが、昭和 49 年からは、検査技術の向上や水質の一元管理化を目的として設置した「水質センター」において実施しています。水質センターでは、蛇口や浄水場等の水について、法令で義務付けられた検査、国の通知で示された検査のほか、都独自に定めた検査項目に関する検査などを実施しています。一部の項目については、多摩地区の検査も実施しています。さらに、検査対象を拡大するため、検査方法の確立を図る取組も担っています。

また、水質センターでは、水質検査結果の客観的信頼性の確保及び水質検査技術の確実な維持・向上を図ることを目的として、国際的な試験所認定規格である ISO/IEC17025 の認定を平成 16 年３月に取得し、金属類について 15 項目、揮発性有機化合物（VOC）について 21 項目が認定されています。



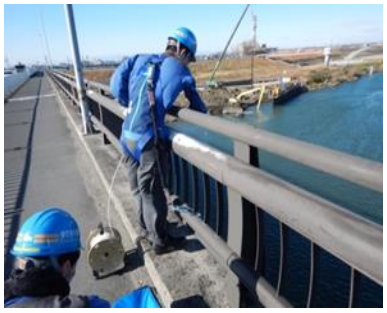












第２節　区部の水道における水源

区部の水道水源は主に表流水（河川水）、伏流水です。その流域は利根川・荒川水系及び多摩川水系等の関東地方のほぼ全域に及んでいます（図２－１）。

表流水（河川水）は、降水状況などの自然条件によって水質が変動しやすい傾向があります。一方、伏流水は、河川水が周辺の砂層などの中に浸透して流れる水のことをいいますが、地中でろ過が行われるため、地表水と比べて水質がよく、変動が少ない傾向があります。

１　利根川・荒川水系

利根川・荒川水系は、油の流出等の水質事故が令和６年度で年間 61 件発生しており、他の水系と比べて流域面積が広く、また工場等が多いため発生件数が多い状況にあります。そのため、流域の 42 の水道事業体で情報共有の体制を構築し（利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会）、毎年、事故対応訓練を実施する等、水質事故時の迅速な対応に努めています。利根川・荒川水系から取水している浄水場で作られた水道水は、区部を中心に配水していますが、多摩地区の市街地へも配水しています。

２　多摩川水系

多摩川水系は、江戸上水開設から現在に至る約 400 年の水道の歴史を有しています。東京都独自の水源であり、東京都水道局では、羽村取水堰（ぜき）より上流の多摩川流域に広がる森林を明治 34 年から水道水源林として管理し、安定した河川流量の確保と小河内貯水池（奥多摩湖）の保全に努めています。現在、上流域は水質が非常に良好である一方、中・下流域では、工場排水、家庭排水等の影響を受けており、中・下流域に位置する浄水場（所）では、伏流水のみから取水しています。多摩川水系から取水している浄水場で作られた水道水は、多摩地区を中心に配水していますが、区部の城南地区（大田区、目黒区、世田谷区、品川区等）へも配水しています。

３　相模川水系

相模川水系では、戦後の復興による水道需要の急増に対応するため、川崎市との分水協定に基づき、原水が融通されています。昭和 34 年から、長沢浄水場で浄水処理した水を、主に城南地区（大田区、目黒区、世田谷区、品川区等）へ配水しています。

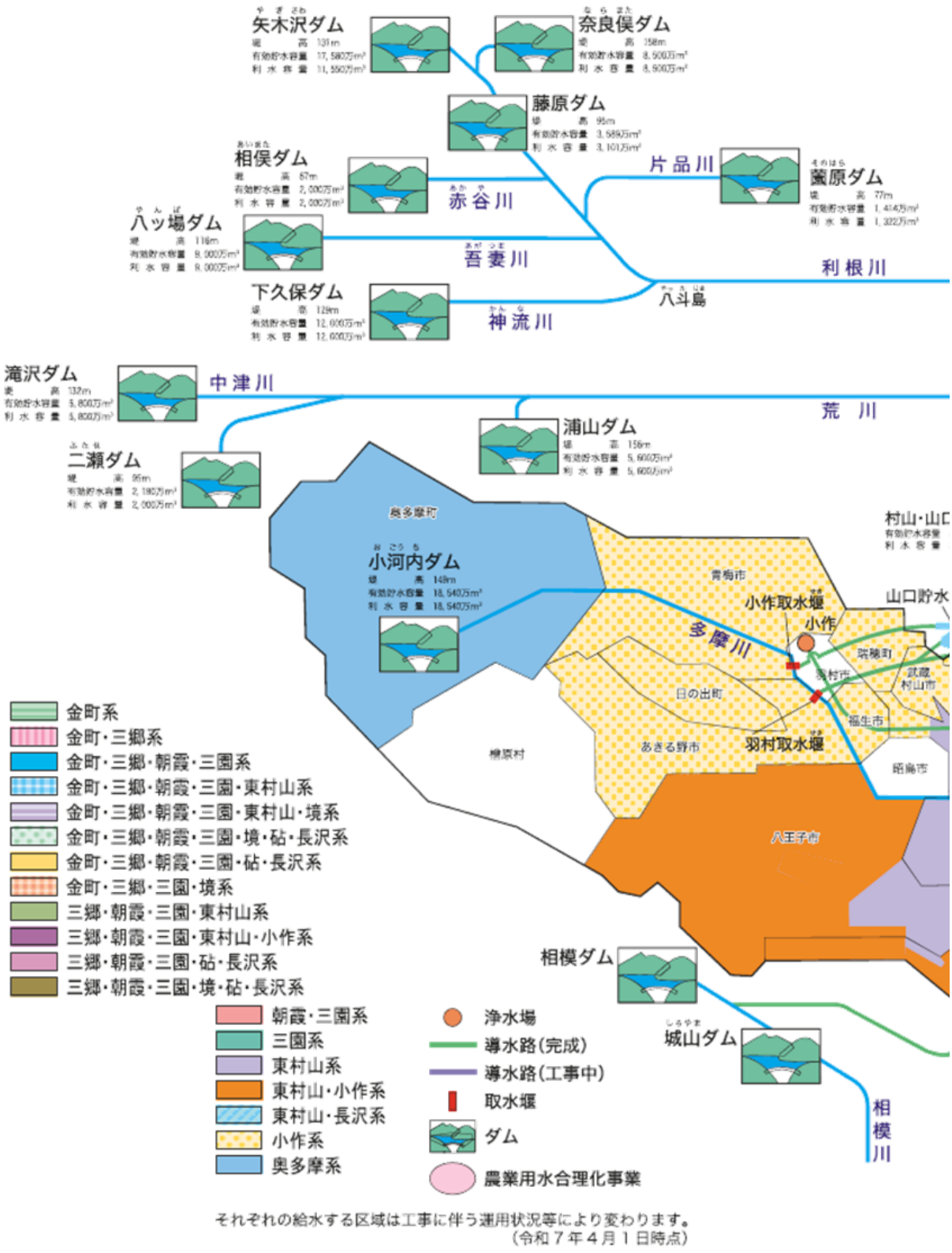

矢木沢ダム
奈良俣ダム
藤原ダム
相俣ダム
片品川
薗原ダム
赤谷川
八ッ場ダム
吾妻川
利根川
下久保ダム
八斗島
神流川
滝沢ダム
中津川
荒　川
浦山ダム
二瀬ダム
奥多摩町
小河内ダム
青梅市
小作取水堰
山口貯水
小作
多摩川
瑞穂町
羽村市
武蔵村山市
日の出町
福生市
檜原村
あきる野市
羽村取水堰
昭島市
八王子市
相模ダム
城山ダム
相模川
金町系
金町・三郷系
金町・三郷・朝霞・三園系
金町・三郷・朝霞・三園・東村山系
金町・三郷・朝霞・三園・東村山・境系
金町・三郷・朝霞・三園・境・砧・長沢系
金町・三郷・朝霞・三園・砧・長沢系
金町・三郷・三園・境系
三郷・朝霞・三園・東村山系
三郷・朝霞・三園・東村山・小作系
三郷・朝霞・三園・砧・長沢系
三郷・朝霞・三園・境・砧・長沢系
朝霞・三園系
三園系
東村山系
東村山・小作系
東村山・長沢系
小作系
奥多摩系
浄水場
導水路(完成)
導水路(工事中)
取水堰
ダム
農業用水合理化事業
それぞれの給水する区域は工事に伴う運用状況等により変わります。
(令和７年４月１日時点)

図2－1　主要水源


那珂川
霞ヶ浦導水
霞ヶ浦開発
霞ヶ浦
草木ダム
渡良瀬川
利根大堰
栗橋
渡良瀬貯水池
武蔵水路
埼玉合口二期
利根中央
関宿水閘門
常陸川水門
利根川河口堰
北千葉導水路
秋ヶ瀬取水堰
荒川貯水池
朝霞水路
朝霞
三郷
中川江戸川連絡導水路
三園
金町
村山貯水池
東村山
清瀬市
東久留米市
西東京市
練馬区
板橋区
北区
足立区
葛飾区
荒川区
豊島区
文京区
台東区
墨田区
江戸川区
中野区
新宿区
千代田区
中央区
江東区
行徳可動堰
江戸川水閘門
小平市
武蔵野市
境
立川市
国分寺市
小金井市
三鷹市
国立市
杉並区
渋谷区
府中市
調布市
日野市
世田谷区
目黒区
品川区
狛江市
砧
砧下
稲城市
多摩市
長沢
多摩川
大田区
町田市

第３節　水源の水質的特徴

区部の水源は、約 80%が利根川・荒川水系、17%が多摩川水系、相模川水系を含むその他約３%となっています。水源ごとの水質的特徴は表２－１のようになっています。

表2－1　区部の水道水源の特徴

	利根川・荒川水系	多摩川水系	相模川水系
水源毎の特徴	・東京都の水源の約８割を占めています。 ・流域が広いため、上流域の生活排水や工場排水の流入で水質が悪化することがあります。	・東京都独自の水源であり、上流域の水質は非常に良好です。 ・近年、付着性藍藻がかび臭の原因になることがあります。	・水源の相模湖から浄水場までの大部分が隧道（トンネル）で結ばれており、工場排水等の流入が少ないため、水質は非常に良好です。 ・夏期に、相模湖で藍藻が繁殖することがあり、かび臭の原因になることがあります。
浄水場（所）	東村山、金町、三郷、朝霞、三園	東村山、小作、境、砧、砧下	長沢

第４節　浄水施設及び浄水処理方式

区部の浄水場（所）では、利根川・荒川水系の全浄水場において、急速ろ過方式に加え、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を組み合わせた高度浄水処理を導入しています。オゾンの強力な酸化力、生物の分解作用及び活性炭による吸着作用を活用することにより、通常の浄水処理では十分に処理できないかび臭原因物質、有機物、アンモニア態窒素等を効果的に処理し、より安全でおいしい水をお届けしています。

図２－２及び表２－２に、浄水場（所）を、図２－３に高度浄水処理の仕組みを示します。

なお、浄水施設は、浄水能力が 10 万 m^3/日以上の施設を「浄水場」、それ未満の施設を「浄水所」としています。

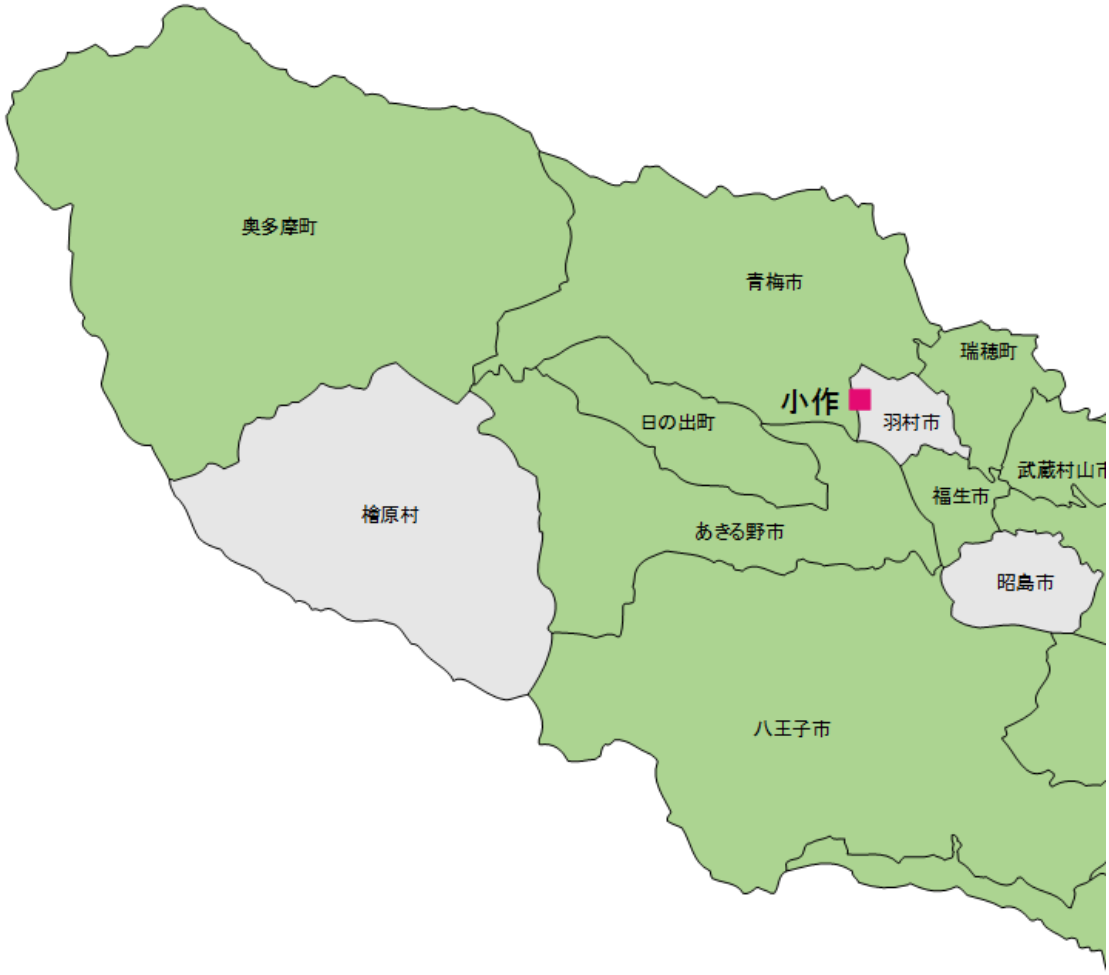


図2－2　区部浄水場(所)の所在地

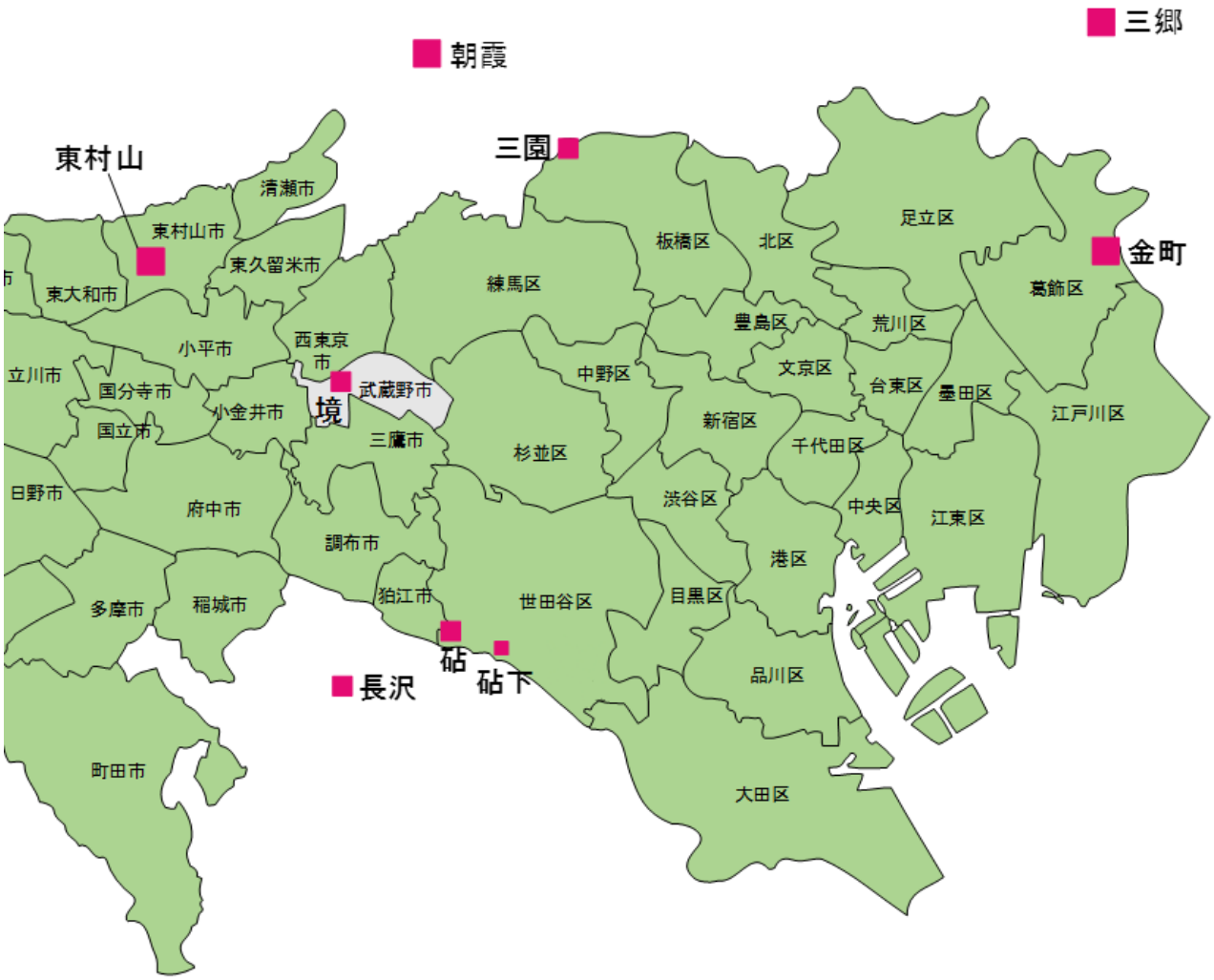

三郷
朝霞
東村山
三園
清瀬市
東村山市
東久留米市
東大和市
小平市
西東京市
立川市
国分寺市
小金井市
国立市
武蔵野市
境
三鷹市
日野市
府中市
調布市
多摩市
稲城市
狛江市
長沢
砧
砧下
町田市
練馬区
板橋区
北区
足立区
金町
葛飾区
豊島区
荒川区
文京区
台東区
墨田区
江戸川区
中野区
新宿区
千代田区
杉並区
渋谷区
中央区
江東区
港区
目黒区
世田谷区
品川区
大田区

表2－2　区部浄水場(所)の施設概要

(令和７年３月 31 日現在)

水系	浄水場(所)	施設能力 (千m^3/日)	比率(%)		処理方式
			浄水場別	水系別	
利根川・荒川	金町	1,500	21.9	80.1	急速ろ過方式・全量高度浄水処理
	三郷	1,100	16.1		
	朝霞	1,700	24.8		
	三園	300	4.4		
	東村山	880	18.5		急速ろ過方式･高度浄水処理
多摩川		385		17.0	
	小作	280	4.1		急速ろ過方式
	境	315	4.6		緩速ろ過方式
	砧	114.5	1.7		膜ろ過方式・緩速ろ過方式
	砧下	70	1.0		
相模川	長沢	200	2.9	2.9	急速ろ過方式
計		6,844.5	100.0	100.0	-

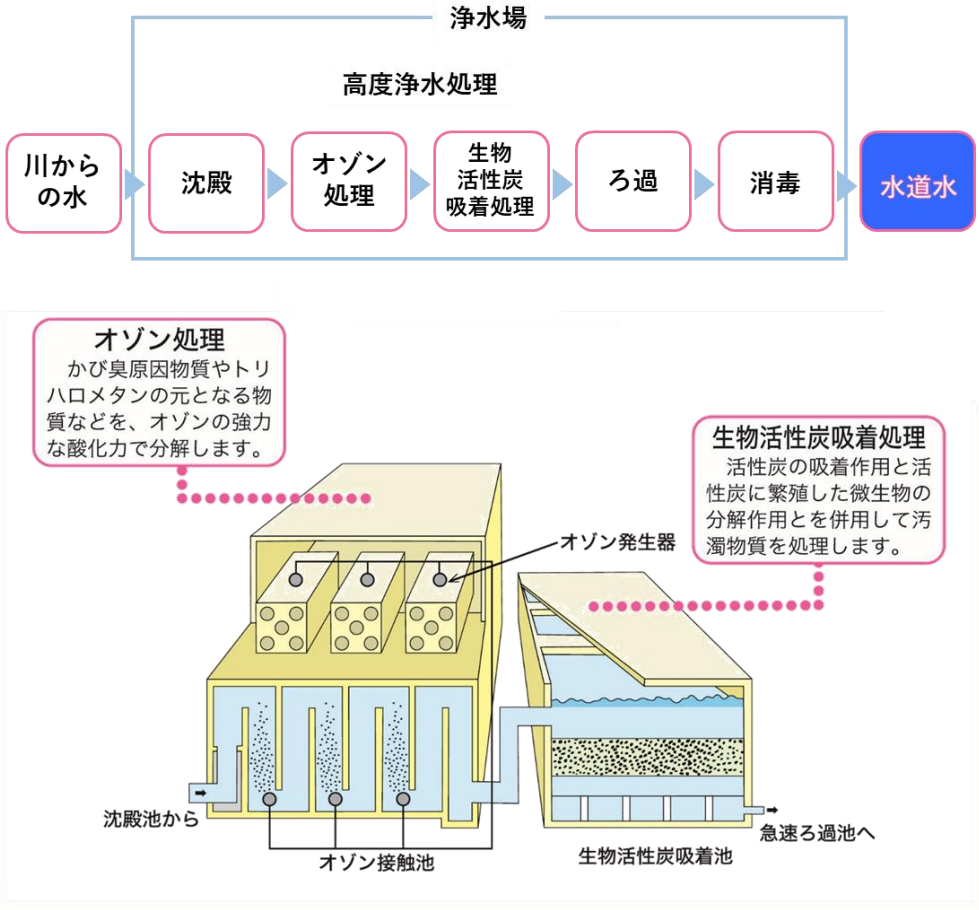


図2－3　高度浄水処理の仕組み

第５節　留意すべき水質項目

区部の水源から蛇口までの留意すべき水質項目については､表２－３のとおりです。

表2－3 留意すべき水質項目（区部）

	項目の説明	東京都の取組
有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)【基20】	・環境中に残留したPFOS・PFOAが溶出に起因しており、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質から、健康影響の可能性が指摘されています。	・定期的な検査を実施し、基準値を超過することの無いように、PFOS・PFOAの濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。
臭素酸【基27】	・工場排水由来で、嘔吐、腹痛、下痢、中枢神経抑制、溶血性貧血、肺水腫、腎不全及び聴覚障害等が報告されています。	・水源の定期的な調査及び他の水道事業体との情報共有を図る等により、水源水質の監視に努めています。
鉄【基35】 マンガン【基38】	・地質由来や工場排水等由来のもので、水道水の赤水や黒水といった着色の原因になるものです。	・原水中の鉄、マンガンを消毒用薬品の塩素で酸化させ、除鉄、除マンガンの効果があるろ過材を使用し、除去しています。
かび臭原因物質（ジェオスミン【基43】、2-メチルイソボルネオール【基44】）	・貯水池等で繁殖する藻類により、放出される臭気物質です。 ・ジェオスミンは土臭、2-メチルイソボルネオールは墨汁臭の原因物質です。 ・極めて低い濃度でも、不快なにおいを感じます。	・高度浄水処理で除去しています。通常処理の浄水場では、粉末活性炭を注入して除去しています。 ・東京都独自に、国の水質基準よりも厳しい目標を定め、対応を強化しています。
有機物（全有機炭素の量）【基47】	・渇水等により水源河川の水質が悪化した場合に、濃度が上昇します。 ・水道水中に多いと渋みをつけます。	・高度浄水処理で除去しています。 ・浄水場において、凝集処理の強化、もしくは粉末活性炭の注入により除去しています。
濁度【基52】	・濁りの程度を表します。 ・泥、砂、微生物等が原因物質で、降雨等により上昇します。	・原水の濁度に応じて凝集剤の注入率を変更しています。 ・豪雨に伴う原水の濁度上昇頻度の増加に対応するため、高分子凝集剤等の凝集効果の高い凝集剤の活用を、浄水場の更新に合わせて進めます。
原虫類（クリプトスポリジウム等）[注1]	・畜産排水などに含まれ、嘔吐、下痢等を伴う水系感染症の原因となる病原微生物です。	・表流水を原水とする浄水施設においては、国の指針[注1]に基づき、ろ過水濁度を0.1度以下に維持しています。 ・定期的に原水のクリプトスポリジウムや指標菌の検査を実施しています。
浄水処理対応困難物質[注2]	・浄水処理過程において、塩素と反応することにより、水質基準項目であるホルムアルデヒドやクロロホルムを生成するものです。	・高度浄水処理で除去します。 ・定期的に水源において、ホルムアルデヒドを生成する物質の濃度を測定しています。
アンモニア態窒素	・浄水処理過程において、塩素と反応することにより、カルキ臭の原因であるクロラミン類を生成するものです。 ・冬期に濃度が高くなる傾向があります。	・通常処理では、アンモニア濃度に応じて浄水場における塩素の注入率を適切に調節します。 ・高度浄水処理では、生物活性炭吸着池で除去します。

		項目の説明	東京都の取組
水源	微生物類 （珪藻類等）	・貯水池等で繁殖する藻類のうち、ろ過障害をを引き起こす藻類があります。 ・これらの藻類が浄水場（所）のろ過池まで数多く到達した場合、ろ過池が詰まり、浄水処理を適切に行えなくなる恐れがあります。	・原水中の微生物類を顕微鏡で定期的に観察し、その生物種に合わせて凝集剤の注入率を強化する等、都度浄水処理条件の適正化を図ります。
	油（臭気）	・油は河川における水質事故で最も発生件数が多い原因物質です。 ・油を含んだ排水や廃油の不法投棄等により河川に流出することがあります。	・原水に油による臭気がある場合は、粉末活性炭の注入量を強化します。
浄水場（所）	臭素酸 【基27】	・原水中の臭化物イオンが高度浄水処理のオゾンと反応して生成されます。	・濃度が上昇しないように、浄水処理の各工程水を検査することで、監視しています。 ・工程水の検査結果に応じて、オゾンの量を調節しています。
	クロラミン類（トリクロラミン等）	・カルキ臭の原因物質の一つです。 ・原水中のアンモニアと消毒用薬品の塩素が反応し、浄水中で生成することがあります。そのため、塩素の注入量を適切に調節する必要があります。	・原水中のアンモニア濃度に応じて塩素の注入率を変えています。 ・定期的に水質検査を実施し、クロラミン類の濃度が上昇していないことを確認しています。 ・浄水場に自動計器を設置し、常時監視しています。
蛇口（給水栓）	塩素酸 【基22】	・消毒用薬品の塩素の主成分である次亜塩素酸が分解すると生成します。	・消毒用薬品の品質を定期的に確認するとともに、給水栓において検査頻度を高め監視を強化しています。
	残留塩素 【目16】	・0.1mg/L以上とすることが法令で定められています。また、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下とするよう求められています。 ・残留塩素の濃度が高くなると、水道水にカルキ臭とよばれる臭気が発生します。	・よりおいしい水道水とするため、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下よりも厳しい都独自の水質目標（0.4mg/L以下）を定めています。 ・追加塩素注入設備の運用をはじめとした、残留塩素濃度の適正な管理を行っています。

【基】：水質基準項目 、【目】：水質管理目標設定項目[注3]、【要】要検討項目

注１　水道におけるクリプトスポリジウム対策指針（平成 19 年 3 月 5 日健水発第 0330005 号、令和元年 5 月 29 日改定）

注２　「浄水処理対応困難物質」の設定について（平成 27 年 3 月 6 日健水発 0306 第 2 号）

注３　水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知）

第６節　検査箇所

水質センターでは、区部浄水場（所）の蛇口（給水栓）、浄水施設（浄水場（所））、水源（表流水、伏流水）の各検査地点を検査しています。

１　蛇口（給水栓）

図２－４及び表２－４のとおり、23 区内の 47 か所の蛇口（給水栓）で検査します。

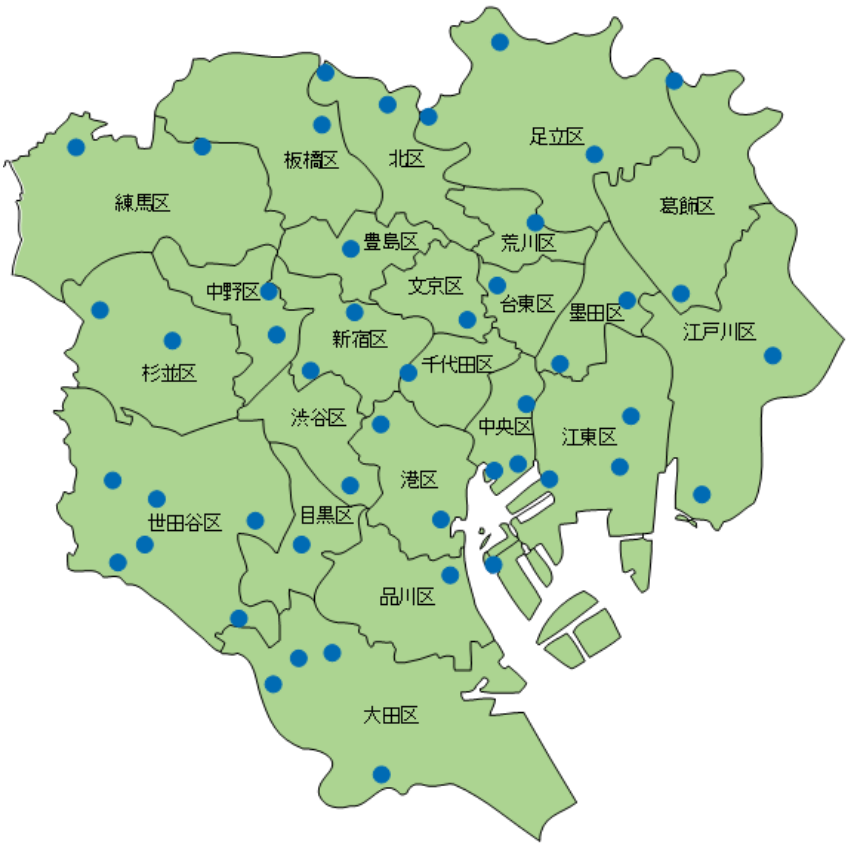


図2－4　区部の蛇口（給水栓）47 か所

表2－4　区部の蛇口（給水栓）47 か所の所在地

地点No	所在地	地点No	所在地
1	文京区本郷	25	中野区中野
2	品川区東品川	26	新宿区戸山
3	大田区南六郷	27	新宿区西新宿
4	大田区西馬込	28	中央区勝どき
5	大田区鵜ノ木	29	葛飾区西水元
6	世田谷区玉川田園調布	30	江東区新砂
7	世田谷区鎌田	31	墨田区千歳
8	世田谷区祖師谷	32	江東区南砂
9	世田谷区岡本	33	江戸川区臨海町
10	世田谷区桜丘	34	江戸川区東瑞江
11	世田谷区野沢	35	葛飾区西新小岩
12	北区赤羽台	36	千代田区六番町
13	渋谷区恵比寿西	37	墨田区立花
14	港区南青山	38	中野区上高田
15	目黒区目黒本町	39	足立区新田
16	豊島区西池袋	40	荒川区南千住
17	板橋区前野町	41	足立区入谷
18	北区浮間	42	台東区上野公園
19	練馬区田柄	43	中央区日本橋浜町
20	練馬区大泉学園町	44	江東区青海
21	杉並区西荻北	45	江東区豊洲
22	港区海岸	46	足立区西綾瀬
23	大田区南雪谷	47	中央区晴海
24	杉並区成田東		

2　浄水施設

図２－２で示した稼働中の 10 浄水場（所）の入口及び出口について、検査します。区部浄水場（所）の水系については、表２－５のとおりです。

なお、東村山浄水場については、利根川・荒川水系と多摩川水系の両方を利用していますが、水質検査の分類としては、利根川・荒川水系として扱います。

表2－5　区部浄水場（所）の水系

No.	施設名	水系	
1	金町浄水場	利根川・荒川	表流水
2	三郷浄水場		
3	朝霞浄水場		
4	三園浄水場		
5	東村山浄水場		
6	小作浄水場	多摩川	
7	境浄水場		
8	砧浄水場		伏流水
9	砧下浄水所		
10	長沢浄水場	相模川	表流水

３　水源

区部浄水場（所）の水源は、利根川、江戸川、荒川、多摩川及び相模川であり、関東地方のほぼ全域に及んでいます。広域にわたるこれら水源の水質の動向を把握し、湖沼及び貯水池の水質管理や国への水源の水質保全の要望、適正な浄水処理等に役立てるため現地調査を実施しています。調査地点は、支川を含めた 47 か所に加え、事故対応のための訓練を想定した簡易検査を合わせると、63 か所です。（表２－５及び図２－６）。

表2－5　調査地点（一覧）

本川等の主要な調査地点

水系名	河川・湖沼	調査地点
利根川上流・荒川水系	利根川	刀水橋
	利根川	利根大堰
	荒川	久下橋
	荒川	御成橋（滝馬室橋）
	荒川	上江橋（荒川）
	入間川	上江橋（入間川）
	荒川	羽根倉橋
	荒川	秋ヶ瀬取水堰
利根川下流・江戸川水系	渡良瀬川	三国橋
	江戸川	関宿橋
	江戸川	野田橋
	江戸川	流山橋
	江戸川	三郷取水庭
	江戸川	上葛飾橋
	江戸川	金町取水塔
	中川	中川取水口
多摩川水系	多摩川	小河内水褥池
	多摩川	楓橋
	多摩川	羽村取水堰
	秋川	高月堰
	多摩川	拝島取水口
	多摩川	多摩水道橋

支川等調査地点

水系名	河川・湖沼	調査地点
利根川上流・荒川水系	荒川	西野橋
	入間川	釘無橋
	越辺川	〃
	市野川	大塚橋
	鳥羽井沼	鳥羽井沼排水路
	荒川	八塚樋管
	江川排水路	宮下樋管
	飯盛川	注連松橋
	福川	落合橋[注4]
	休泊川	児島橋[注4]
	石田川	小島橋[注4]
	小山川	新小山川橋[注4]
	和田吉野川	吉見橋[注4]
	滑川	向台橋[注4]
	越辺川	天神橋[注4]
	飯盛川	氷川橋[注4]
	矢場川	後橋[注4]
	青毛堀川	二枚橋[注4]
	入間川	昭代橋[注4]
	入間川	平塚橋[注4]

水系名	河川・湖沼	調査地点
利根川下流・江戸川水系	中川	新中川水管橋
	五駄沼	五駄沼排水樋管
	座生川	座生川排水樋管
	江戸川	梅郷第二排水樋管
	利根川	利根運河
	権現堂川	大平橋
	城沼	つつじ橋
	谷田川	下宮橋
	渡良瀬川	三国橋 右岸
	渡良瀬川	三国橋 左岸
	利根川	利根川橋
	思川	乙女大橋
	秋山川	大古屋橋[注4]
	渡良瀬川	新開橋[注4]
	鬼怒川	玉台橋[注4]
	飯沼川	法師戸水門[注4]
多摩川水系	丹波川	本流（下）水位観測所
	後山川	後山川水位観測所
	小菅川	小菅川水位観測所
	峰谷川	峰谷川水位観測所
	くき沢	くき沢橋下流地点

注４　事故対応訓練の一環であるため、通常の検査とは異なり、簡易検査を実施しています。



小河内貯水池



利根大堰



羽村取水堰



秋ヶ瀬取水堰



図2－6 水源の調査地点

第７節　検査対象項目と検査頻度

１　蛇口（給水栓）

（１）毎日検査【法令で義務付けられている水質検査】

毎日検査とは、水道法施行規則第 15 条第１項第１号イに基づいて行う水質検査です。蛇口（給水栓）において、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）について、１日１回以上検査することが義務付けられています。

（２）水質基準項目【法令で義務付けられている水質検査】（表２－７）

水質基準項目とは、水道法第４条に基づいて水質基準に関する省令[注5]によって定められているもので、現在 52 項目あります。水道水はこの基準に適合するものでなければならず、原則、蛇口（給水栓）における検査が義務付けられています。

水質センターでは、表２－７の頻度で検査します。

（３）水質管理目標設定項目（表２－８）

水質管理目標設定項目とは、毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目として、水質基準項目に準じて検査することを国から要請[注3]されている項目です。

法令の水質検査に準じたものとするため、原則３か月に１回以上検査しますが、水質管理上必要な項目については、１か月に１回以上検査します。

（４）要検討項目（表２－９）

要検討項目とは、毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が通知[注6]で設定しています。

今後、水質管理目標設定項目に指定された場合に、円滑に検査を実施できるよう、各浄水場を代表する蛇口（給水栓）にて、原則年１回以上検査します。

（５）その他（表２－10）

水質管理上の理由で選定した項目に加え、健康上の必要性からお客さまの関心が高い項目について、表２－10 のとおり検査します。

注３　水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知）

注５　水質基準に関する省令（平成 15 年５月 30 日厚生労働省令第 101 号）

注６　「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について（平成 16 年１月 22 日健水発第 0122002 号厚生労働省健康局水道課長通知）

表2－7 水質基準項目の検査(蛇口)

番号		項　目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来
健康に関する項目	01	一般細菌	100個/mL以下	月1回以上	12	病原生物	生活排水
	02	大腸菌	検出されないこと		12		生活排水
	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3か月に1回以上	4	無機物重金属	メッキ工場、亜鉛鉱山
	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4		電気機器、農薬散布
	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4		電子部品、鉱山排水
	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、鉛製水道管
	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、地質由来
	08	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4		メッキ工場、染料
	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		4		肥料、生活排水
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		4		メッキ工場、金属精錬
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		4		肥料、生活排水
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4		土壌、ガラス製造
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4		鉄合金、ガラス製造
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	3か月に1回以上	4	一般有機物	溶剤、塗料
	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4		溶剤
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		4		溶剤、香料、ラッカー
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		4		殺虫剤、塗料、ニス
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		ドライクリーニング
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		金属洗浄用溶剤
	20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005mg/L以下		4		消火剤、撥水剤
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下		4		染料、合成ゴム、顔料
	22	塩素酸	0.6mg/L以下	3か月に1回以上	12	消毒副生成物	浄水薬品(消毒剤)
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4		原水中の有機物質や臭素が浄水処理過程(塩素処理、オゾン処理等）で反応することにより生成
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下		4		
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		4		
	27	臭素酸	0.01mg/L以下		4		
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4		
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4		
	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		4		
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4		

番号		項　目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度（回/年）	分類	主な由来
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	3か月に1回以上	4	着色	土壌、工場排水
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4		土壌、凝集剤(浄水薬品)
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4		土壌、工場排水
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4		鉱山、工場排水
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		4	味	土壌、工場排水
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	着色	合金、乾電池
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、家庭排水
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	3か月に1回以上	4		土壌
	41	蒸発残留物	500mg/L以下		4		ミネラル分（土壌）
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1[注7]	発泡	家庭排水
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	月1回以上	12	かび臭	微生物（藍藻類）
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12		
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	3か月に1回以上	1[注7]	発泡	家庭排水
	46	フェノール類	0.005mg/L以下		1[注7]	臭気	合成樹脂、繊維
	47	有機物（全有機炭素の量）	3mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、下水、工場排水
	48	pH 値	5.8以上8.6以下		365[注8]	基礎的性状	微生物の活動
	49	味	異常でないこと		12		ミネラル分、有機物質
	50	臭気	異常でないこと		12		有機物質、微生物
	51	色度	5度 以下		365[注8]		有機物質（土壌）
	52	濁度	2度 以下		365[注8]		粘土鉱物（土壌）、微生物

注７　検出状況を勘案し、水道法施行規則第 15 条第１項第３号ハ（過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる）を適用し、検査頻度を減じています。

注８　自動水質計器による検査

表2－8 水質管理目標設定項目の検査(蛇口)

番号[注9]		項　目	目標値	検査頻度 (回/年)	分類	主な由来
目	01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	無機物 重金属	蓄電池、難燃助剤
目	02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	4		鉱床、核燃料
目	03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4		鋼材、メッキ工場
目	05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂、溶剤
目	08	トルエン	0.4mg/L以下	4		染料、香料
目	09	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	－[注10]		プラスチック添加剤
目	10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	消毒副 生成物	消毒剤、漂白剤
目	12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略	消毒剤	消毒剤、漂白剤
目	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	4	消毒副 生成物	有機物質が浄水処理過程で反応して生成
目	14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	4		
目	15	農薬類	1 以下[注12]	－[注10]	農薬	農薬
目	16	残留塩素	1mg/L以下	365[注8]	臭気	浄水薬品（消毒剤）
目	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）[注11]	10mg/L以上 100mg/L以下	4	味	土壌、工場排水
目	18	マンガン及びその化合物[注11]	0.01mg/L以下	4	着色	土壌、工場排水
目	19	遊離炭酸	20mg/L以下	－[注10]	味	土壌、微生物活動
目	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	臭気	ドライクリーニング
目	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	一般 有機物	燃料添加剤、溶剤
目	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	全有機炭素(水質基準項目)の検査で代替	味	土壌、工場排水
目	23	臭気強度（TON）	3以下	12	臭気	微生物、工場排水
目	24	蒸発残留物[注11]	30mg/L以上 200mg/L以下	4	味	ミネラル分（土壌）
目	25	濁度[注11]	1度 以下	365[注8]	基礎的 性状	粘土鉱物（土壌）、 微生物
目	26	pH 値[注11]	7.5 程度	365[注8]	管路の 腐食性の指標	ミネラル分、有機物質
目	27	腐食性 （ランゲリア指数）	－1程度以上とし、 極力0に近づける	4		pH値、アルカリ成分
目	28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	水道施設の 健全性の指標	生活排水
目	29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂
目	30	アルミニウム及びその化合物[注11]	0.1mg/L以下	4	着色	土壌、工場排水

注８　自動水質計器による検査

注９　目 04、06、11、31 は水質基準項目に移行したことから、目 07 は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注 10　送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水場（所）出口で検査を行っています。

注 11　水質基準項目と重複している項目です。

注 12　農薬類の目標値は、表２－13 の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が１以下とされています。

表2－9 要検討項目の検査（蛇口）

番号[注13]		項　目	目標値	検査頻度（回/年）	分類
要	01	銀及びその化合物	－	1	無機物重金属
要	02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	
要	03	ビスマス及びその化合物	－	1	
要	04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	
要	05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	一般有機物
要	06	アクリル酸	－	1	
要	07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L（暫定）	1	
要	08	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L（暫定）	1	
要	09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5mg/L	1	
要	10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L（暫定）	1	
要	11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	
要	12	酢酸ビニル	－	1	
要	13	2, 4-トルエンジアミン	－	1	
要	14	2, 6-トルエンジアミン	－	1	
要	15	N,N-ジメチルアニリン	－	1	
要	16	スチレン	0.02mg/L	1	
要	17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（暫定）	－[注10]	
要	18	トリエチレンテトラミン	－	1	
要	19	ノニルフェノール	0.3mg/L（暫定）	1	
要	20	ビスフェノールA	0.1mg/L（暫定）	1	
要	21	ヒドラジン	－	1	無機物
要	22	1,2-ブタジエン	－	1	一般有機物
要	23	1,3-ブタジエン	－	1	
要	24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	
要	25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	
要	26	ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L（暫定）	1	
要	27	有機すず化合物	0.0006mg/L（暫定）[注14]	1	

番号[注13]		項　目	目標値	検査頻度（回/年）	分類
要	28	ブロモクロロ酢酸	－	1	消毒副生成物
要	29	ブロモジクロロ酢酸	－	1	
要	30	ジブロモクロロ酢酸	－	1	
要	31	ブロモ酢酸	－	1	
要	32	ジブロモ酢酸	－	1	
要	33	トリブロモ酢酸	－	1	
要	34	トリクロロアセトニトリル	－	1	
要	35	ブロモクロロアセトニトリル	－	1	
要	36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	1	
要	37	アセトアルデヒド	－	1	
要	38	MX	0.001mg/L	1	
要	40	キシレン	0.4mg/L	1	一般有機物
要	41	過塩素酸	0.025mg/L	1	無機物
要	44	N-ニトロソジメチルアミン（NDMA）	0.0001mg/L	1	一般有機物
要	45	アニリン	0.02mg/L	1	
要	46	キノリン	0.0001mg/L	1	
要	47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	
要	48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2mg/L	1	
要	49	要検討PFAS[注15]	－	1	

注 10　送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水場（所）出口で検査を行っています。

注 13　要 39 は 要件等項目から削除されたことから、要 42、43 は水質基準項目に移行したことから、欠番となっています。

注 14　トリブチルスズオキシドの目標値

注 15　「要検討 PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸（PFBS）、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、ペルフルオロブタン酸（PFBA）、ペルフルオロペンタン酸（PFPeA）、ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA）、ペルフルオロヘプタン酸（PFHpA）、ペルフルオロノナン酸（PFNA）、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸（HFPO-DA）の８物質である。

表2－10 その他(蛇口)

	項　目	目標値	検査頻度（回/年）
その他	水温	－	365[注8]
	アルカリ度	－	12
	硫酸イオン	－	4
	電気伝導率	－	365[注8]
	カルシウム硬度	－	4
	マグネシウム硬度	－	4
	カリウム	－	4
都目標[注16]	トリクロラミン	不検出	4

注8　自動水質計器による検査

注16　都独自の「おいしさに関する水質目標」

２　浄水施設

浄水場（所）の入口及び出口では、水質管理上の必要性から、水質基準項目から腸管ウイルス検査まで様々な検査を以下のとおり行います。

（１）水質基準項目（表２－11）

法令に基づく水質基準項目の検査は、原則蛇口（給水栓）に適用されるもので、浄水場（所）の検査では義務付けられていませんが、水質管理上の必要性から、浄水場（所）の入口、出口においても以下のとおり検査を行います。各水系に該当する浄水場（所）は表２－５のとおりです。

ア　表流水を水源とする浄水場

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。そのため、蛇口（給水栓）における水質検査と同じ頻度で検査します。

イ　伏流水を水源とする浄水場（所）

年間を通じて比較的水質が安定していますが、水質に万全を期すために、原則、蛇口（給水栓）における水質検査と同じ頻度で検査します。

（２）水質管理目標設定項目（表２－12）

水質管理目標設定項目の趣旨を踏まえ、以下のとおり検査を行います。各水系に該当する浄水場（所）は表２－５のとおりです。

ア　表流水を水源とする浄水場

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。水質センターでは、水質に万全を期すため、原則、給水栓と同じ頻度（３か月に１回以上）で検査します。

イ　伏流水を水源とする浄水場（所）

年間を通じて比較的水質が安定しているため、検査回数を減じている項目があります。

※　農薬類について

水質管理目標設定項目の「農薬類」で検査する農薬については、国の通知[注3]でリスト化された対象農薬（115 種類）から、各水道事業者がその地域の状況を勘案して適切に選定することを基本としています。水質センターでは、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに選定しています。水質センターで検査している農薬は表２－13 のとおりです。

（３）要検討項目（表２－14）

要検討項目の趣旨を踏まえ、水質センターでは、水源ごとの情報・知見を把握することを目的とし、浄水場（所）の入口、出口において、原則年１回検査します。

（４）浄水処理対応困難物質（表２－15）

浄水処理過程により水質基準項目等の物質を生成するという性質上、原水中の存在実態を把握するため、各水系を代表する浄水場（表２－16）において、浄水場入口で原則年１回検査します。

（５）放射性物質（表２－15）

浄水場出口で１か月に１回の頻度で検査します。各水系を代表する浄水場（表２－16）においては、浄水場入口でも１か月に１回の頻度で検査します。

（６）PRTR 対象物質（表２－15）

水道水の安全性をより担保する観点から、独自に検査方法を開発し、特にモニタリングの必要性が高い項目を、各水系を代表する浄水場（表２－16）において、浄水場入口で原則年１回検査します。

（７）病原性微生物（表２－15、表２－17 及び表２－18）

国の指針[注1]で示されたレベルに応じて、検査を実施します。

（８）腸管ウイルス検査（表２－15）

原水中のウイルスの存在実態と浄水場における処理性を確認するため、各水系における代表浄水場（表２－16）において、ウイルス検査を実施します。ウイルスが検出されやすい冬期に、浄水場の入口及び出口において年１回検査します。

（９）その他（表２－15）

上記の項目に属さないもので、水質管理上必要な項目について、表２－15のとおり検査します。

注１　水道におけるクリプトスポリジウム対策指針（平成 19 年 3 月 5 日健水発第 0330005 号、令和元年 5 月 29 日改定）

注３　水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知）

表2－11 水質基準項目の検査（浄水場（所）の出口及び入口）

番号		項　目	水質基準値	検査頻度(回/年)				分類
				浄水場（所）出口		浄水場（所）入口		
				表流水	伏流水	表流水	伏流水	
健康に関する項目	01	一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	病原生物による汚染の指標
	02	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	
	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4	4	無機物・重金属
	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	4	4	
	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	08	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	4	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	4	4	4	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	4	4	4	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	4	一般有機物
	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4	4	
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4	4	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005mg/L以下	4	4	4	4	
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	22	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	消毒副生成物
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	27	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	－[注17]	－[注17]	

番号		項　目	水質基準値	検査頻度(回/年)				分類
				浄水場（所）出口		浄水場（所）入口		
				表流水	伏流水	表流水	伏流水	
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	着色
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	4	4	4	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	4	4	4	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	4	4	4	味
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	4	4	4	着色
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	4	4	4	4	味
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	4	4	4	4	
	41	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	4	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1[注7]	4	1[注7]	発泡
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	1[注18]	12	1[注18]	かび臭
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1[注18]	12	1[注18]	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1[注7]	4	1[注7]	発泡
	46	フェノール類	0.005mg/L以下	4	1[注7]	4	1[注7]	臭気
	47	有機物（全有機炭素の量）	3mg/L以下	12	12	12	12	味
	48	pH 値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	基礎的性状
	49	味	異常でないこと	12	12	－[注19]	－[注19]	
	50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	
	51	色度	5度 以下	12	12	12	12	
	52	濁度	2度 以下	12	12	12	12	

注７　検出状況を勘案し、水道法施行規則第 15 条第１項第３号ハ（過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる）を適用し、検査頻度を減じています。

注 17　消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水場（所）入口では検査を行いません。

注 18　通年に渡り産出する藻類の発生が少ないことが明らかであるため、伏流水では検査頻度を減じています。

注 19　検査方法が飲用による官能法であるため、浄水場（所）入口では実施しません。

表2－12 水質管理目標設定項目の検査（浄水場（所）出口及び入口）

番号[注9]		項　目	目標値	検査頻度（回/年）				分類
				浄水場（所）出口		浄水場（所）入口		
				表流水	伏流水	表流水	伏流水	
目	01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	無機物・重金属
目	02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	4	4	4	4	
目	03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
目	05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	4	一般有機物
目	08	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	4	
目	09	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	1	1/3[注7]	1	－[注7]	
目	10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	1	－[注17]	－[注17]	消毒副生成物
目	12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため検査を省略				消毒剤
目	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	4	1	－[注17]	－[注17]	消毒副生成物
目	14	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	4	1	－[注17]	－[注17]	
目	15	農薬類	1 以下[注12]	4	1/3[注7]	4	－[注7]	農薬
目	16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	－	－	臭気
目	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）[注11]	10mg/L以上100mg/L以下	4	4	4	4	味
目	18	マンガン及びその化合物[注11]	0.01mg/L以下	4	4	4	4	着色
目	19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	4	味
目	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4	4	臭気
目	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	4	一般有機物
目	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	全有機炭素(水質基準項目)の検査で代替できるため検査を省略				味
目	23	臭気強度（TON）	3以下	12	12	－[注20]	－[注20]	臭気
目	24	蒸発残留物[注11]	30mg/L以上200mg/L以下	4	4	4	4	味
目	25	濁度[注11]	1度 以下	12	12	12	12	基礎的性状
目	26	pH 値[注11]	7.5 程度	12	12	12	12	管路の腐食性の指標
目	27	腐食性（ランゲリア指数）	－1程度以上とし、極力0に近づける	4	4	－[注21]	－[注21]	
目	28	従属栄養細菌	2000個/mL以下（暫定）	4	4	－[注21]	－[注21]	水道施設の健全性の指標
目	29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	一般有機物
目	30	アルミニウム及びその化合物[注11]	0.1mg/L以下	4	4	4	4	着色

注７　検出状況を勘案し、水道法施行規則第 15 条第１項第３号ハ（過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる）を適用し、検査頻度を減じています。

注９　目 04、06、11、31 は水質基準項目に移行したことから、目 07 は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注 11　水質基準項目と重複している項目です。

注 12　農薬類の目標値は、表２－13 の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が１以下とされています。

注 17　消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水場（所）入口では検査を行いません。

注 20　浄水処理の条件は、臭いの強さではなく、臭いの種類が重要な指標となります。本指標は臭いの強さを数値化するものであることから、検査を行いません。

注 21　浄水場(所)出口から蛇口までの配水過程における指標であるため、浄水場(所)入口では検査を行いません。

表２-13　農薬類の検査対象農薬[注22]

No	農　薬　名	用　途	目標値 (mg/L)	利根川水系 浄水場（所）[注23]	多摩川水系 浄水場（所）[注23]	相模川水系 浄水場（所）[注23]
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	殺虫剤	0.06	○	○	○
2	2,2-DPA（ダラポン）	除草剤	0.08			
3	2,4-D（2,4-PA）	除草剤	0.02	○		
4	EPN	殺虫剤	0.004			
5	MCPA	除草剤	0.005	○	○	
6	アシュラム	除草剤	0.9	○	○	○
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○		○
8	アトラジン	除草剤	0.01	○		
9	アニロホス	除草剤	0.003			
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006			
11	アラクロール	除草剤	0.03	○		
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	○		○
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001			
14	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01			
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	○	○	
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002	○	○	○
17	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09			
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○	○	○
19	インダノファン	除草剤	0.009			
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	○		
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08			
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01			
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	○		
24	オキシン銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○	○	○
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	○		
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	○		○
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.05	○		○
29	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.02	○		
30	カルボフラン	代謝物	0.0003			
31	キノクラミン（CAN）	除草剤	0.005	○		○
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	○		○
33	クミルロン	除草剤	0.03	○		
34	グリホサート	除草剤	2	○	○	○
35	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	○		○
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	○		
37	クロルニトロフェン（CNP）	除草剤	0.0001			
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	○		○
39	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○		○
40	シアナジン	除草剤	0.001	○		
41	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003	○		
42	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02	○	○	○
43	ジクロベニル（DBN）	除草剤	0.03	○	○	○
44	ジクロルボス（DDVP）	殺虫剤	0.008	○		
45	ジクワット	除草剤	0.01	○		○
46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004			
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	○	○	○
48	ジチオピル	除草剤	0.009			
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	○		
50	シマジン（CAT）	除草剤	0.003	○		
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	○		
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05			
53	シメトリン	除草剤	0.03	○		
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	○	○	○
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	○		○
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	○	○	○
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○		○
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	○		○
60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	○	○	○

No	農　薬　名	用　途	目標値 (mg/L)	利根川水系 浄水場（所）注23	多摩川水系 浄水場（所）注23	相模川水系 浄水場（所）注23
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	○		
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	○	○	○
63	テルブカルブ（MBPMC）	除草剤	0.02			
64	トリクロピル	除草剤	0.006	○	○	
65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005			
66	トリシクラゾール	殺虫剤･殺菌剤･植物成長調整剤	0.1			
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	○		
68	ナプロパミド	除草剤	0.03			
69	パラコート	除草剤	0.01	○		○
70	ピペロホス	除草剤	0.0009			
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	○		
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004			
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	○		
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002			
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	○	○	
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○		○
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	○	○	○
78	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤･殺菌剤･植物成長調整剤	0.01	○	○	○
79	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○		
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05			
81	フェンチオン（MPP）	殺虫剤	0.006			
82	フェントエート（PAP）	殺虫剤・殺菌剤	0.007	○		
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	○		
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○		
85	ブタクロール	除草剤	0.03	○		○
86	ブタミホス	除草剤	0.02	○		
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○		○
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03			
89	プレチラクロール	除草剤	0.05	○		
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09			
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	○		
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05			
93	プロピザミド	除草剤	0.05	○	○	○
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○		○
95	ブロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	○		○
96	ベノミル	殺菌剤	0.02	○		○
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	○		
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005			
100	ベンタゾン	除草剤	0.2	○	○	○
101	ペンディメタリン	除草剤･植物成長調整剤	0.3	○	○	○
102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○		
103	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01			
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	○		
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	○		
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	○		○
107	メコプロップ（MCPP）	除草剤	0.05	○	○	
108	メソミル	殺虫剤	0.03	○		○
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2			
110	メチダチオン（DMTP）	殺虫剤	0.004	○	○	○
111	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04			
112	メトリブジン	除草剤	0.03			
113	メフェナセット	除草剤	0.02			
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
115	モリネート	除草剤	0.005	○		

注 22　東京都水道局では、国の通知（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知））でリスト化された対象農薬（115 種類）から、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに選定しています。

注 23　各水系に該当する浄水場（所）は表２－５のとおり

表2－14 要検討項目の検査（浄水場（所）の出口及び入口）

番号[注13]		項　目	目標値	検査頻度（回/年）		分類
				浄水場（所）出口	浄水場（所）入口	
要	01	銀及びその化合物	－	1	1	無機物重金属
要	02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	1	
要	03	ビスマス及びその化合物	－	1	1	
要	04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	1	
要	05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	1	一般有機物
要	06	アクリル酸	－	1	1	
要	07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L（暫定）	1	1	
要	08	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L（暫定）	1	1	
要	09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5mg/L	1	1	
要	10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L（暫定）	1	1	
要	11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	1	
要	12	酢酸ビニル	－	1	1	
要	13	2,4-トルエンジアミン	－	1	1	
要	14	2,6-トルエンジアミン	－	1	1	
要	15	N,N-ジメチルアニリン	－	1	1	
要	16	スチレン	0.02mg/L	1	1	
要	17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（暫定）	1[注24]	1[注24]	
要	18	トリエチレンテトラミン	－	1	1	
要	19	ノニルフェノール	0.3mg/L（暫定）	1	1	
要	20	ビスフェノールA	0.1mg/L（暫定）	1	1	
要	21	ヒドラジン	－	1	1	無機物
要	22	1,2-ブタジエン	－	1	1	一般有機物
要	23	1,3-ブタジエン	－	1	1	
要	24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	1	
要	25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	1	
要	26	ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L（暫定）	1	1	
要	27	有機すず化合物	0.0006mg/L（暫定）[注14]	1	1	

番号[注13]		項　目	目標値	検査頻度（回/年）		分類
				浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口	
要	28	ブロモクロロ酢酸	－	－[注25]	－[注25]	消毒副生成物
要	29	ブロモジクロロ酢酸	－	－[注25]	－[注25]	
要	30	ジブロモクロロ酢酸	－	－[注25]	－[注25]	
要	31	ブロモ酢酸	－	－[注25]	－[注25]	
要	32	ジブロモ酢酸	－	－[注25]	－[注25]	
要	33	トリブロモ酢酸	－	－[注25]	－[注25]	
要	34	トリクロロアセトニトリル	－	－[注25]	－[注25]	
要	35	ブロモクロロアセトニトリル	－	－[注25]	－[注25]	
要	36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	－[注25]	－[注25]	
要	37	アセトアルデヒド	－	－[注25]	－[注25]	
要	38	MX	0.001mg/L	－[注25]	－[注25]	
要	40	キシレン	0.4mg/L	1	1	一般有機物
要	41	過塩素酸	0.025mg/L	1	1	無機物
要	44	N-ニトロソジメチルアミン（NDMA）	0.0001mg/L	1	1	一般有機物
要	45	アニリン	0.02mg/L	1	1	
要	46	キノリン	0.0001mg/L	1	1	
要	47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	1	
要	48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2mg/L	1	1	
要	49	要検討PFAS[注15]	－	1	1	

注13　要39は 要件等項目から削除されたことから、要42、43は水質基準項目に移行したことから、欠番となっています。

注14　トリブチルスズオキシドの目標値

注15　「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸（PFBS）、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、ペルフルオロブタン酸（PFBA）、ペルフルオロペンタン酸（PFPeA）、ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA）、ペルフルオロヘプタン酸（PFHpA）、ペルフルオロノナン酸（PFNA）、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸（HFPO-DA）の８物質である。

注24　委託による実施。

注25　送配水過程で濃度が増加するため、給水栓で検査を行っています。

表2－15 その他((浄水場(所)の出口及び入口))

	番号	項　目	目標値	検査頻度（回/年）	
				浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口
浄水処理 対応困難 物質[注26]	01	ヘキサメチレンテトラミン （HMT）	－	－	1
	02	1,1-ジメチルヒドラジン （DMH）	－	－	1
	03	トリメチルアミン （TMA）	－	－	1
	04	テトラメチルエチレンジアミン （TMED）	－	－	1
	05	N,N-ジメチルエチルアミン （DMEA）	－	－	1
	06	ジメチルアミノエタノール （DMAE）	－	－	1
	07	アセトンジカルボン酸	－	－	1
	08	1,3-ジハイドロキシルベンゼン （レゾルシノール）	－	－	1
	09	1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	－	－	1
	10	アセチルアセトン	－	－	1
	11	2'-アミノアセトフェノン	－	－	1
	12	3'-アミノアセトフェノン	－	－	1
	13	臭化物（臭化カリウム等）	－	－	1
放射性 物質	14	放射性ヨウ素（ヨウ素131）	－	12	12[注26]
	15	放射性セシウム （セシウム134及び137）	10Bq/kg[注27]		
PRTR 対象物質[注26]	16	アクリル酸エチル	－	－	1
	17	アクリル酸メチル	－	－	1
	18	アクリル酸ブチル	－	－	1
	19	アクリロニトリル	－	－	1
	20	アセナフテン	－	－	1
	21	2-アミノエタノール	－	－	1
	22	イソプレン	－	－	1

	番号	項　目	目標値	検査頻度（回/年）	
				浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口
PRTR 対象物質[注26]	23	エチルベンゼン	－	－	1
	24	エチレンオキシド	－	－	1
	25	1, 2-エポキシプロパン	－	－	1
	26	1-オクタノール	－	－	1
	27	クメン	－	－	1
	28	グルタルアルデヒド	－	－	1
	29	クロロアニリン	－	－	1
	30	3-クロロプロペン	－	－	1
	31	クロロメタン	－	－	1
	32	シクロヘキシルアミン	－	－	1
	33	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	－	－	1
	34	ジクロロベンゼン	－	－	1
	35	ジクロロペンタフルオロプロパン	－	－	1
	36	N, N-ジシクロヘキシルアミン	－	－	1
	37	ジシクロペンタジエン	－	－	1
	38	N, N-ジメチルアセトアミド	－	－	1
	39	N,N-ジメチルドデシルアミン =N-オキシド	－	－	1
	40	N, N-ジメチルホルムアミド	－	－	1
	41	デカノール	－	－	1
	42	トリエチルアミン	－	－	1
	43	トルイジン	－	－	1
	44	ナフタレン	－	－	1

	番号	項　目	目標値	検査頻度（回/年）	
				浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口
PRTR 対象物質[注26]	45	バナジウム	－	－	1
	46	ヒドロキノン	－	－	1
	47	4-ビニル-1-シクロヘキセン	－	－	1
	48	1-ブロモプロパン	－	－	1
	49	2-ブロモプロパン	－	－	1
	50	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	－	－	1
	51	ヘキサン	－	－	1
	52	ベタナフトール（β-ナフトール）	－	－	1
	53	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	－	－	1
	54	メタクリル酸メチル	－	－	1
	55	α-メチルスチレン	－	－	1
	56	メチルナフタレン	－	－	1
	57	3-メチルピリジン	－	－	1
	58	りん酸トリフェニル	－	－	1
病原性 微生物	59	クリプトスポリジウム	－	－	レベルごとに区分して実施（表２－17、２－18参照）
	60	ジアルジア	－	－	
	61	嫌気性芽胞菌	－	－	
腸管 ウイルス[注26]	62	ノロウイルス	－	1	1
	63	エンテロウイルス	－	1	1
	64	アデノウイルス	－	1	1
都目標[注16]	65	トリクロラミン	不検出	12[注28]	－

	番号	項　目	目標値	検査頻度（回/年）	
				浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口
その他	66	アセトニトリル	－	－	1[注26]
	67	ε-カプロラクタム	－	－	1[注26]
	68	2-(ジエチルアミノ)エタノール	－	－	1[注26]
	69	1, 3-ジオキソラン	－	－	1[注26]
	70	1,3,5-トリス（2,3-エポキシプロピル）-1,3,5-トリアジン-2,4,6-（1H,3H,5H）-トリオン　（トリグリシジルイソシアヌレート）	－	－	1[注26]
					1[注26]
	71	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	－	－	1[注26]
	72	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	－	－	1[注26]
	73	二アクリル酸ヘキサメチレン	－	－	1[注26]
	74	無水マレイン酸	－	－	1[注26]
	75	メタクリル酸2-エチルヘキシル	－	－	1[注26]
	76	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	－	－	1[注26]
	77	メタクリル酸ブチル	－	－	1[注26]
	78	カルシウム硬度	－	4	4
	79	マグネシウム硬度	－	4	4
	80	カリウム	－	4	4
	81	生物総数	－	4[注29]	4[注29]
	82	珪藻類	－	4[注29]	4[注29]
	83	緑藻類	－	4[注29]	4[注29]
	84	藍藻類	－	4[注29]	4[注29]
	85	その他の藻類	－	4[注29]	4[注29]
	86	その他生物	－	4[注29]	4[注29]

注16　都独自の「おいしさに関する水質目標」

注26　表２－16に示す浄水場で検査を行っています。

注27　水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定について（平成24年3月5日健水発0305第2号（厚生労働省健康局水道課長通知））

注28　利根川・荒川水系の浄水場の検査頻度は週１回

注29　砧浄水場、砧下浄水所の検査頻度は年１回

表2－16 各水系を代表する浄水場

検査項目	検査浄水場
浄水処理対応困難物質	金町浄水場、朝霞浄水場、東村山浄水場、小作浄水場、長沢浄水場
放射性物質（浄水場入口）	
PRTR対象物質	
腸管ウイルス	
その他	

表2－17 病原性微生物のレベル別検査頻度

番号	項　目	検査頻度（回/年）			
		レベル４[注30]	レベル３[注30]	レベル２[注30]	レベル１[注30]
59	クリプトスポリジウム	4	1	－	－
60	ジアルジア	4	1	－	－
61	嫌気性芽胞菌	－	4	－	－

表2－18 対象浄水場(所)

レベル	説明	該当する浄水場（所）
4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	金町、三郷、朝霞、三園、東村山、小作、境、長沢
3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	砧、砧下
2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	—
1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	—

注30　各レベルに該当する浄水場（所）は表２－18のとおり

３　水源（表２－19 から表２－21 まで）

河川の本川及び支川並びに貯水池について原則１か月に１回の頻度で検査を実施します。

（１）本川等の主要な調査地点（表２－19）

水質基準等の国が設定した項目やその他の項目の中から水質管理上必要な項目を選定するとともに、水源における重要な監視項目の検査を実施します。検査頻度については表２－19 のとおりです。

（２）支川等の調査地点（表２－20）

表２－６で示した支川等調査地点のうち、簡易検査実施地点を除いた 20 地点において、表２－20 の検査項目及び頻度で検査を実施します。

（３）小河内貯水池の調査地点（表２－21）

東京都水道局が管理する小河内貯水池内の水質状況を把握するため、ダム前定点や放流水に加え、貯水池内定点５地点、河川流入部３地点、流入河川５地点について表２－21 の検査項目及び頻度で検査を実施します。

（４）村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の調査地点（表２－22）

東京都水道局が管理する村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の水質状況を把握するため、表２－22 の検査項目及び頻度で検査を実施します。

表2－19 本川等の主要な調査地点

検査項目		利根川上流・荒川水系								利根川下流・江戸川水系		
		刀水橋	利根大堰	久下橋	御成橋	上江橋 荒川	上江橋 入間川	羽根倉橋	秋ヶ瀬取水堰	三国橋	関宿橋	野田橋
基9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基14	四塩化炭素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基15	1,4-ジオキサン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基17	ジクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基18	テトラクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基19	トリクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基21	ベンゼン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基22	塩素酸	12									12	
基24	クロロホルム	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基26	ジブロモクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基27	臭素酸				12	12	12		12			
基30	ブロモジクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基31	ブロモホルム	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基42	陰イオン界面活性剤	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基43	ジェオスミン	12		12	12	12	12	12	12	12		12
基44	2-メチルイソボルネオール	12		12	12	12	12	12	12	12		12
基46	フェノール類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基47	有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目5	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目8	トルエン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目15	農薬類（78種類）						3					
目20	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目21	メチル-t-ブチルエーテル	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目29	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
農	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
要40	キシレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
要41	過塩素酸	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
浄困	臭化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	臭気種類（そのまま）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	臭気種類（塩素添加）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	水温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	UV 260		4			4	4		4	4		4
	生物総数								12	12		
	珪藻類								12	12		
	緑藻類								12	12		
	藍藻類								12	12		
	その他の藻類								12	12		
	その他生物								12	12		
	流量											
	ホルムアルデヒド生成能	12									12	

検査項目		利根川下流・江戸川水系					多摩川水系					
		流山橋	三郷取水庭	上葛飾橋	金町取水塔	注31 中川取水口	小河内水褥池	楓橋	羽村取水堰	高月堰	拝島取水口	多摩水道橋
基 9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基14	四塩化炭素	12	12	12	12	6						
基15	1,4-ジオキサン	12	12	12	12	6						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	12	12	12	12	6						
基17	ジクロロメタン	12	12	12	12	6						
基18	テトラクロロエチレン	12	12	12	12	6						
基19	トリクロロエチレン	12	12	12	12	6						
基21	ベンゼン	12	12	12	12	6						
基22	塩素酸											
基24	クロロホルム	12	12	12	12	6						
基26	ジブロモクロロメタン	12	12	12	12	6						
基27	臭素酸											
基30	ブロモジクロロメタン	12	12	12	12	6						
基31	ブロモホルム	12	12	12	12	6						
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基42	陰イオン界面活性剤	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基43	ジェオスミン	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基44	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基46	フェノール類	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基47	有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
目 5	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	6						
目 8	トルエン	12	12	12	12	6						
目15	農薬類（78種類）					3						
目20	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	6						
目21	メチル-t-ブチルエーテル	12	12	12	12	6						
目29	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	6						
農	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	12	12	12	12	6						
要40	キシレン	12	12	12	12	6						
要41	過塩素酸	12	12	12	12	6						
浄困	臭化物イオン	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	臭気種類（そのまま）	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	臭気種類（塩素添加）	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	水温	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	電気伝導率	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12
	UV 260		4		4				4		4	4
	生物総数		12		12		12		12			
	珪藻類		12		12		12		12			
	緑藻類		12		12		12		12			
	藍藻類		12		12		12		12			
	その他の藻類		12		12		12		12			
	その他生物		12		12		12		12			
	流量						12	12	12	12	12	
	ホルムアルデヒド生成能											

注 31　中川取水口の検査は中川江戸川導水ポンプの稼働する時期に合わせ、４月～９月の期間で実施。

表2－20 支川等の調査地点

検査項目		利根川上・荒川水系								利根川下・江戸川水系											
		荒川	入間川	越辺川	市野川	鳥羽井沼	荒川	江川排水路	飯盛川	中川	五駄沼	座生川	梅郷第二	利根運河	権現堂川	城沼	谷田川	渡良瀬川	渡良瀬川	利根川	思川
		西野橋	釘無橋	釘無橋	大塚橋	排水路	八塚樋管	宮下樋管	注連松橋	新中川水管橋	排水樋管	排水樋管	排水樋管		大平橋	つつじ橋	下宮橋	三国橋右岸	三国橋左岸	利根川橋	乙女大橋
基27	臭素酸	12			12																
基43	ジェオスミン	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
基44	2-メチル イソボルネオール	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
基48	pH　値	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
基52	濁　度	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	水　温	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	アンモニア態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	臭気種類 （そのまま）	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	臭気種類 （塩素添加）	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6

表2－21 小河内貯水池の調査地点

検査項目		小河内貯水池				貯水池内定点					河川流入部			流入河川				
		表層	中層	底層	放流水	熱海	湯場	河内	麦山	深山台船	留浦	庄の指	学校前	丹波川	後山川	小菅川	峰谷川	くき沢
基9	亜硝酸態窒素[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
基43	ジェオスミン[注24]	52			52			8	8	8	8	8	8					
基44	2-メチルイソボルネオール[注24]	52			52			8	8	8	8	8	8					
基47	有機物（全有機炭素の量）[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値[注24]	52	52	52	52	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度[注24]													12	12	12	12	12
基52	濁度[注24]	52	52	52	52	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	透明度	52				12	12	12	12	12	12	12	12					
	水色	52				12	12	12	12	12	12	12	12					
	水温	52	52	52	52	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	電気伝導率[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	総窒素[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	溶存マンガン[注24]	22	22	22	22													
	溶存酸素[注32]	24	24	24	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	酸素飽和百分率	24	24	24	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	総リン[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	オルトリン酸態リン[注24]	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
	クロロフィルa合計量[注24]	52									12	12	12					
	ネットプランクトン沈殿量[注24]	52				12	12	12	12	12	12	12	12					
	生物総数	12			12													
	珪藻、藍藻	52			52													
	大腸菌（MPN）[注24]													12	12	12	12	12
	流量[注24]													12	12	12	12	12

注24　委託による実施。

注32　溶存酸素については、小河内貯水池、貯水池内定点及び河川流入部は直営で分析を実施し、流入河川は委託で実施する。

表2－22 村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の調査地点

検査項目		村山上貯水池[注33]			村山下貯水池			山口貯水池		
		表層	中層	底層	表層	中層	底層	表層	中層	底層
基1	一般細菌				4	4	4	4	4	4
基9	亜硝酸態窒素				12	12	12	12	12	12
基36	銅及びその化合物				12	12	12	12	12	12
基41	蒸発残留物				4	4	4	4	4	4
基43	ジェオスミン				51	51	51	51	51	51
基44	2-メチルイソボルネオール				51	51	51	51	51	51
基48	pH値				51	51	51	51	51	51
基51	色度				12	12	12	12	12	12
基52	濁度				51	51	51	51	51	51
	透明度				51			51		
	水色							51		
	水温				51	51	51	51	51	51
	電気伝導率				51	51	51	51	51	51
	アルカリ度				12	12	12	12	12	12
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）				12	12	12	12	12	12
	総窒素				12	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素				12	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素				12	12	12	12	12	12
	有機態窒素				12	12	12	12	12	12
	総鉄				12	12	12	12	12	12
	総マンガン				12	12	12	12	12	12
	溶存酸素				12	12	12	12	12	12
	酸素飽和百分率				12	12	12	12	12	12
	BOD				4	4	4	4	4	4
	溶性ケイ酸				4	4	4	4	4	4
	総リン				12	12	12	12	12	12
	オルトリン酸態リン				12	12	12	12	12	12
	生物総数				24	24	24	24	24	24
	珪藻、藍藻				51	51	51	51	51	51
	大腸菌（MPN）				4	4	4	4	4	4

注33　村山上貯水池は取水塔工事のため運用停止中。